

『労働社会学研究』投稿規定

労働社会学会幹事会（2014年10月25日承認）

投稿規程

[投稿資格および著作権の帰属]

1. 本誌（『労働社会学研究』）への投稿資格は、本会会員とする。なお、投稿論文が共著論文の場合、執筆者のうち筆頭著者を含む半数以上が本会会員であることを要する。本誌に発表された論文等の著作権は日本労働社会学会に帰属する。ただし、著作者自身による複製、公衆送信については、申し出がなくてもこれを許諾する。

[投稿原稿]

2. 本誌への投稿は、論文・研究ノート、その他とする。

3. 投稿する論文は未発表のものに限る。他誌への重複投稿は認めない。既発表の有無・重複投稿の判断等は、編集委員会に帰属する。ただし、学会・研究会等で発表したものについては、この限りではない。

[執筆要項]

4. 投稿は、ワープロによる横書きとする。

5. 論文および研究ノートの分量は 24,000～32,000 字以内(図表込み:図表は 1 つにつき 400 字換算)とし、英文サマリー 300 語以内を付する。

6. 原稿は下記の順序に従って記述する。

題目、英文題目、執筆者名、執筆者ローマ字名、英文要約、本文、注、文献、字数。

7. 英文題目、英文要約については事前に、native speaker による確認を受けておくこと。

8. 本文の章・節の見出しは、つぎの通りとする。

1. 2. 3. …、(1)(2)(3) …、1) 2) 3) …

9. 本文への補注は、本文の箇所の右肩に(1)、(2)、(3)の記号をつけ、論文末の文献リストの前に一括して掲載する。

10. 引用文献注は下記のように掲載する。

引用文献注は本文の該当箇所に()を付して(著者名、西暦発行年、引用ページ)を示す。引用文献は論文末の補注の後に、著者のアルファベット順に著者名、刊行西暦年、書名(または論文名、掲載誌名、巻号)、出版社の順に一括して掲載する。また、同一の著者の同一年度に発行の複数の著書または論文がある場合には、発行順に a, b, c, …を付する。

11. 図、表、写真は別紙とし、次のように作成する。

(1) 本文の該当する箇所の欄外に挿入箇所を指定する。

(2) 写真はデータ化して添付する。

(3) 図・表の文字の大きさは、別紙で定める図表基準に従うこと。

(4) 図・表の番号は、図-1、表-1 のように示し、図・表のそれぞれについて通し番号をつけ、表にはタイトルを上、図にはタイトルを下につける。

(5) 図・表・写真等を他の著作物から引用する場合は、出典を必ず明記し、必要に応じて原著者または著作権保持者から使用許可を得ること。

[申し込みと提出]

12. 投稿希望者は、投稿するにあたって、別途定める編集委員会アドレス宛てにエントリー、および投稿希望記載事項を送信の上、電子メールの添付ファイル（PDF フォーマット）で投稿論文を提出すること。

13. 投稿論文は、執筆者の名前を伏せるとともに、本文や注などで執筆者が特定される記述をしないこと。

14. 投稿論文 PDF ファイルは、ファイルのデータ作成者に執筆者の名前が残らないようにしてから提出すること。

15. 投稿希望者は、編集委員会宛て電子メール本文に以下の事項を明記する。

(1)氏名、(2)郵便番号と住所、電話番号、電子メールアドレス、(3)所属機関・職名、同電話番号、(4)論文、研究ノートなどの区分、(5)論文の題目、(6)論文の概略。

16. 「二重投稿に関するチェックリスト」、電子メールで添付できない図、表、写真等は、編集委員会宛てに別途郵送する。

[原稿の採否]

17. 投稿論文は複数の審査員の審査結果により、編集委員会が掲載の可否を決定する。

18. 最終段階で完成原稿は、ワープロソフトで作成したファイルを編集委員会アドレス宛ての電子メールの添付ファイルで提出する。完成原稿には執筆者名および所属を記す。

[図表基準]

19. 図表は次の基準により作成するものとする。

(1)図表のサイズは左右 110 ミリ以内とする。

(2)図表タイトル文字は、フォントの種類をゴシック、フォントサイズを 8.5 ポイントとする。

(3)キャプションおよび注は、フォントの種類を明朝体、フォントサイズを 6.5 ポイントとする。

(4)図表内の文字および数字は、フォントの種類を明朝体、フォントサイズを 7.5 ポイントとする。

(5)表に用いる罫線は、例示した表を参考にして最小限にとどめること。

(6)図表作成の詳細については、原稿提出後に出版社との調整があるので、その指示に従い、投稿者の責任において修正することとする。

[図表基準例]

(略)

[付 記]

1. 本規程の改訂は、幹事会の承認を得なければならない。

2. 本規程は、2014 年 10 月 25 日より実施する。